



## 第5章 子どもの読書活動推進体制の整備及び広報啓発等

### 1 子どもの読書活動推進体制の整備

この計画は、生涯学習課や子ども施策関係部署、教育委員会を中心に、現在の課題と今後5年間の展望を見据えて策定しました。この計画を実行していくためには、今後も関係課が連携し、図書館や保育所(園)・幼稚園・学校、公民館、児童館などを含めた広い範囲で実行していく必要があります。

また、津山市内で活動している読書グループなどの個人や民間団体が、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容に広がりを与え、お互いに連携することで、子どもの読書活動の推進に大きな力を生み出します。これらの個人や民間団体等の把握に努め、読書ネットワークの構築に取り組みます。

#### 施策の方向と取り組む事業

- ・生涯学習課や子ども施策関係部署、教育委員会を中心に、図書館、保育所(園)・幼稚園・学校、公民館、児童館などを含めた広範な推進体制をつくり、つやまっ子読書活動推進事業など第2次計画の推進に努めます。
- ・ボランティア交流会の開催や各種事業を通じ、個人や民間団体との連携・協力の促進を図ります。
- ・地域全体で子どもの読書活動を推進するため、行政職員、学校関係者、個人や民間団体等と連携・協力して研修会の開催や具体的な施策を展開します。

### 2 広報啓発等

#### (1) 子どもの読書活動の推進に関する啓発

第2章で示したように、子どもにとっての読書活動は、想像力や思考力、言葉を使う能力、豊かな心などを育みます。そして、これらは子どもの中で掛け替えのない宝物となり、生涯にわたってよりよく生きていくための力の源となります。子ども読書活動の意義や重要性を、保護者や関係者だけでなく、地域の多くの人々に理解されるよう様々な機会をとらえて啓発していきます。

また、「子ども読書の日」(4月23日)は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこととされています。津山市では「広報つやま」やホームページなどにより、市立図書館で実施する子ども読書の日行事や、県が実施するシンポジウムやフォーラムなどの行事を紹介するなどして、広報啓発を図ります。